筑 上 経 第 233 号
令 和 8 年 11 月 13 日

参 加 希 望 者　様

独立行政法人水資源機構 分任契約職
筑後川上流総合管理所長　前 田　剛 宏
（ 公 印 省 略 ）

見 積 依 頼 書

1 件　　名　ＬＥＤ照明器具購入（オープンカウンター方式）
2 納 入 場 所　熊本県阿蘇郡小国町大字黒渕5827-3
　　独立行政法人水資源機構 下筌ダム管理室
3 納　　期　契約締結の日から９０日以内
4 内 容 等　別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟読のうえ提出して下さい。

記

1 現 場 説 明　実施しません。

2 見積参加要件　本店、支店又は営業所が福岡県、佐賀県又は大分県内に所在する者であること。
一般競争（指名競争）参加資格業者のうち、物品等の製造又は販売の業種区分「電気通信機器類」の認定を受けており、且つ営業品目の「家電製品（テレビ、ビデオデッキ、クリーナー、照明器等）」に登録されている者であること。

3 見 積 書 等

1）様 式 等　見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印して下さい。なお、代表者の印章の押印は省略可能ですが、その場合は余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載して下さい。また、余白にくじ番号を記載して下さい。

2）提出方法　ファクシミリ装置による通信、持参又は郵送による。（※ＦＡＸ番号は、４）に記載された番号）

3）見 積 書 提出期限　**令和8年11月27日　　１５時**　まで

4）提 出 先　独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所
ＴＥＬ　０９４６－２５－０１１３
ＦＡＸ　０９４６－２５－０１３３

5）担 当 者　経理課　林田

6）質 問 書 提出期限　令 和 8 年 11 月 19 日　１２時　まで
※質問の回答については、翌営業日の１５時までにＨＰに掲載します。

7）見積回数　２回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は翌日、**令和 8 年 11 月 30 日１５時まで**とします。

8）そ の 他　① 見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を見積書に記載してください。

② 見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。

4 見 積 結 果　見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに通知**します。

5 そ の 他

1）契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。

2）代金の支払いについては、完納検査後の一括支払となります。

3）最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

4）本件は請書を使用します。

ＬＥＤ照明器具購入　仕様書

第１節　適用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構筑後川上流総合管理所（以下「発注者」という。）が施行する ＬＥＤ照明器具購入 に適用する。

第２節　納入場所

熊本県阿蘇郡小国町大字黒渕5827-3

独立行政法人水資源機構 下筌ダム管理室

第３節　納入期限

契約締結の日から９０日以内

第４節　購入対象及び数量

購入対象及び数量は別表のとおりとする。

なお、同等品による見積も可能であるが、同等品に該当するか事前に電話で問い合わせを行うこと。また、納品に係る運搬費用等は見積内容に含むものとする。

第５節　その他

本仕様書に定めのない事項について、疑義等が生じた場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

別表

購入品目一覧表

No.	品名	規格	参考物品		単位	数量
			メーカー	品番		
1	ＬＥＤ照明器具	公共施設用照明器具：LSS9MP/RP-2-14 同等品 （屋内用 ベースライト形 直付け天井灯 防湿防雨形）	Panasonic	XLW213AENZ LE9	台	25
	合計					25

請　　書

1　件　　名　　ＬＥＤ照明器具購入

2　規格・寸法　　別添仕様書のとおり

3　数　　量　　２５台

4　契 約 金 額　　￥．－
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥．－　）

5　納 入 場 所　　熊本県阿蘇郡小国町大字黒渕5827-3
独立行政法人水資源機構 下筌ダム管理室

6　納　　期　　令和　　年　　月　　日

上記の物品納入については、別添の条項を承諾のうえ確実に履行いたします。

令和　　年　　月　　日

受　注　者

独立行政法人水資源機構分任契約職
筑後川上流総合管理所長　前田　剛宏　殿

内 訳 明 細 書

（税込）

品名	規格・寸法	数量	単価	金額	摘要
ＬＥＤ照明器具	別添仕様書のとおり	２５台	円	円	
合計				円	

契　約　条　項

第１条　受注者は、表記の事項に基づき物品を納入しなければならない。

第２条　受注者は、物品を納入するときは、独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）に納品書を提出しなければならない。

２　発注者は、納品書を受け取ったときは、１４日以内に検査を行なうものとする。

３　受注者は、検査の結果不合格となった物品については、これを取り替えて再検査を受けなければならない。

第３条　物品の所有権は、前条の検査に合格したときに発注者に移転するものとし、移転前に生じた物品の滅失き損はすべて受注者負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

第４条　発注者は、適正な支払請求書を受け取った日から２０日以内に請求代金を支払うものとする。

第５条　受注者は、その責めに帰すべき事由により表記の納期までに物品を納入することができないときは、遅滞日数に応じ未納部分に対する契約代金相当額に対して国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和３１年政令第３３７号。以下「債権管理法施行令」という。）第２９条第１項の規定により定められた率を乗じて計算した額を遅延利息として支払わなければならない。

２　発注者の責に帰すべき事由により、契約代金の支払いが遅滞したときは、受注者は、遅滞日数に応じこの契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号。以下「支払遅延防止法」という。）第８条第１項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅延利息として請求することができる。

第６条　発注者の責めに帰すべき事由により、本契約を解除したときは、受注者は、既済部分に対する対価を申し受けることとし、別途損害があるときは発注者と受注者とが協議のうえ、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第７条　受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に

基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の１０分の１に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第２９条第１項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第８条　受注者は、次の各号のいずれかに該当したためにこの契約を解除されたときは、契約金額の１０パーセントに相当する額を違約金として納付しなければならない。

一　受注者の責めに帰すべき事由により、表記の納期までに又は期限後相当期間内に契約を

履行する見込がないと明らかに認められるとき。

二　受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

三　受注者が、正当な事由なく契約の解除を申し出又はこの契約の全部若しくは一部を履行しないとき。

（専属的合意管轄）

第９条　発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い〔福岡〕簡易裁判所又は〔甘木〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第１０条　この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については発注者と受注者とが協議して定める。

メール送信先　nyukei_chikugojouryu@water.go.jp（要受信確認）
FAX 送信先　０９４６－２５－０１３３
担当：独立行政法人水資源機構　筑後川上流総合管理所　林田あて

令和　　年　　月　　日

独立行政法人水資源機構分任契約職
所　長　　前　田　　剛　宏　　殿

住　　所
会　社　名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和８年１１月１３日に交付された「ＬＥＤ照明器具購入」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担　当　者：

電 話 番 号：

ＦＡＸ番号：

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：

◆くじ用数値

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。